

# 税財源移譲の対象とすべき国庫補助負担金

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要					問題点
	(千円)	うち国庫補助・負担金 (千円)	内容	実施主体	負担区分			
					国	県	市町村等	
私立学校振興費(中学・高校・幼稚園) (私立高等学校等経常費助成費補助金)	5,870,091	872,965	私立学校の経常費への助成	県	定額	定額	私立学校 残額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある教育を行う私立学校に対し、全国一律の単価で補助されている。例えば、本県の高い女性就業率に対応し、私立幼稚園の預かり保育に対する助成の充実を図る場合、現行の補助上限額(60万円)では、預かり保育を充実させたい幼稚園の要望に応えられない状況にある。</li> <li>・交付決定及び支払い時期が遅いため、県では補助事業者への配慮から国の負担額を立て替え、補助金の概算払いを行うなど県の財政負担となっている。</li> </ul>
介護保険財政安定化基金事業費 (介護保険財政安定化基金国庫負担金)	339,534	113,178	介護保険者(市町村)の介護保険財政の安定を図るために設置している介護保険財政安定化基金への積み立て	県	1/3	1/3	1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号保険者(65歳以上)の保険料の算定基礎に、基金への拠出金が加味されていることから、基金積立額を事業運営期間(3年間)途中で変更することが難しく、貸付等の基金活用実績が当初予測よりも少ないことが判明した場合でも、当初計画のとおり基金を積み立てなければならず、需要に見合った弾力的な積立ができない。</li> </ul>
介護予防・地域支え合い事業 (在宅福祉事業費国庫補助金)	1,946,181	1,297,454	市町村が行う要援護高齢者等のための生活支援、生きがい活動支援に対する補助	市町村	1/2	1/4	中核市 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護高齢者や要介護認定で保険対象外となった高齢者の生活支援、生きがい活動支援などのサービス水準は、本来、住民に近い市町村において独自に決定することが適当である。</li> <li>・交付決定及び支払い時期が遅いため、市町村の財政負担を強いている。</li> </ul>
在宅介護支援センター運営事業費 (在宅福祉事業費補助金)	738,531	492,354	在宅の要援護高齢者やその家族等からの在宅介護等に関する相談に応じ、保健福祉サービス実施機関との連絡・調整などを行う在宅介護支援センターの運営費に対する補助	市町村	1/2	1/4	中核市 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護に関する総合的な相談、調整を行う施設として、中学校区を標準に整備が進められている施設の運営を支援するものであり、市町村の事務として定着しているにもかかわらず、その運営費は国庫補助が前提となっている。</li> <li>・例えば、人口2万人未満の市町村では、地域型在宅介護支援センターの統括や居宅介護支援事業所の指導等の機能を持つ「基幹型在宅介護支援センター」を設置しようとする場合、統括する地域型在宅介護支援センターが2箇所以上必要という要件があるため、地域の実情に応じたセンター設置が困難となっている。</li> <li>・交付決定及び支払い時期が遅いため、市町村の財政負担を強いている。</li> </ul>

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要				問題点	
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
低所得利用者対策事業費 (介護保険事業費補助金)	156,504	104,334	<p>【生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業】</p> <p>介護保険サービスの自己負担が困難な低所得利用者に対して、介護保険サービス事業者(社会福祉法人等)の協力を得て、保険者(市町村)が行った負担額軽減措置に対する補助</p> <p>【振興山村等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業】</p> <p>振興山村等地域における訪問介護の特別地域加算に伴い、自己負担額が増額する低所得利用者に対して保険者(市町村)が行った負担額軽減措置に対する補助</p> <p>【訪問介護利用者負担額軽減措置事業】</p> <p>介護保険施行前から訪問介護を利用して来た低所得者や障害者のうち、介護保険制度発足に伴い、自己負担が困難な低所得利用者に対して保険者(市町村)が行った負担額軽減措置に対する補助 (経過措置として実施、高齢者: H17年度廃止、障害者等: H17以降見直し)</p>	市町村	1 / 2	1 / 4	1 / 4	<p>・介護保険者である市町村の裁量で実施しているものであるが、現行の国庫補助制度の下では、負担額の軽減水準や対象サービスなどが補助基準に縛られている。</p> <p>また、市町村が独自の補助基準で実施しようとしても、国庫補助金に頼らざるを得なく、全国一律の水準でサービス提供せざるを得ない。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、市町村の財政負担を強いており、市町村が行う保険事業の運営に支障を及ぼす恐れがある。</p>
軽費老人ホーム事務費 (軽費老人ホーム事務費補助金)	643,372	214,457	<p>軽費老人ホーム(ケアハウス等)で入所者負担となっている事務費(主に施設職員給与費)の一部を、入所者所得に応じて減免した場合に対する補助</p>	市町村 社会福祉法人	1 / 3	2 / 3	中核市 2 / 3	<p>・低所得者対策としては、別に、ナショナルミニマムとして、全国一律の基準で対応する養護老人ホームによる措置制度があることから、軽費老人ホームの事務費の減免については、地域の実情によって実施されるべきであるが、全国一律の基準で減免が行われている。</p> <p>・介護保険制度における低所得者対策としての利用者負担額の減免は、市町村の裁量で行われていることから、軽費老人ホームの事務費の減免についても、地域の実情によって実施されるべきであるが、全国一律の基準で減免が行われている。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、県市の財政負担を強いている。</p>
老人福祉施設整備事業費 (社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金)	3,332,483	2,232,779	<p>特別養護老人ホーム等の老人福祉施設等の整備に対する補助</p>	市町村 社会福祉法人 (GHのみNPO法人を含む)	一般 1 / 2	1 / 4	設置者 1 / 4 中核市 1 / 4 設置者 1 / 4	<p>・老人福祉施設は、地域の実情に応じ、市町村がサービス供給量を決定すべきであるが、社会福祉法人等が設置主体となり実施する施設整備では、補助制度上、市町村の関与がないため、市町村は地域に見合ったサービス供給を独自に確保することができない。</p> <p>例えば、現行補助制度では、低コストできめ細やかなサービスの提供が可能で、民家活用型の小規模ケア施設(宅幼老所)の整備ができないなど、地域の実情に見合った施設整備ができない。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。</p>

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要					問題点
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
老人福祉施設整備事業費 (保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金)	297,550	297,550	介護老人保健施設、医療法人が設置する痴呆性高齢者グループホームの整備に対する補助	社会福祉法人 医療法人等	定額			<p>・介護保険施設等は、地域の実情に応じ、市町村がサービス供給量を決定すべきであるが、社会福祉法人等が設置主体となり実施する施設整備では、補助制度上、市町村の関与がないため、市町村は地域に見合ったサービス供給を独自に確保することができない。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。</p>
知的障害者援護施設等整備事業費 (社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金)	239,837	159,890	知的障害者更生施設、授産施設、小規模通所授産施設等の整備に対する補助	市町村 社会福祉法人	1/2	1/4	設置者 1/4	<p>・支援費制度に基づく障害者援護施設などは、地域の実情に応じ、市町村がサービス供給量を決定すべきであるが、社会福祉法人等が設置主体となり実施する施設整備では、補助制度上、市町村の関与がないため、市町村は地域に見合ったサービス供給を独自に確保することができない。</p> <p>・入所施設整備する場合、原則として、デイサービスセンター及びショートステイ専用居室を併設することが基準となっており、地域の独自性を損なう場合がある。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。</p>
児童保護措置費 (児童保護費等負担金)	4,653,777	2,259,181	児童養護施設等に入所している児童等に対する扶助(施設職員給与費、入所者生活費等)	県	1/2	1/2		<p>・県が自治事務として、児童の置かれている現状に即して、児童養護施設への入所や里親への委託措置等を行っているが、国の負担が前提となっており、交付申請書、実績報告書に伴う積算資料が多く、事務が煩雑となっている。</p> <p>・交付決定及び支払いが遅いため、県の財政負担を強いている。</p>
児童福祉施設整備事業費 (社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金)	209,100	138,698	【児童養護施設等】 児童養護施設等児童福祉施設の整備に対する補助	市町村 社会福祉法人	1/2	1/4	設置者 1/4	<p>・県が自治事務として児童の実情に応じた措置を行うための施設で、県がサービスの供給量の決定をすべきであるにもかかわらず、国が決定している。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。</p>
			【民間保育所等】 民間保育所等児童福祉施設の整備に対する補助	社会福祉法人 市町村(へき地保育所・子育て支援のための拠点施設)	1/2	1/4	設置者 1/4	<p>・保育所等は、地域の実情に応じ、市町村がサービス供給量を決定すべきであるが、社会福祉法人が設置主体となり実施する施設整備では、補助制度上、市町村の関与がないため、市町村は地域に見合ったサービス供給を独自に確保することができない。</p> <p>・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。</p>

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要				問題点	
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
特別保育事業 (特別保育事業費等国庫補助金)	743,901	467,311	延長保育、地域子育て支援センター等、市町村等が行う特別保育事業に対する補助	市町村	延長保育・家庭支援 推進保育 1/2	1/4	1/4 中核市 1/2	・延長保育等のサービスの水準は住民に近い市町村で決定することが適当であるが、現行の国庫補助制度の下では、全国一律の補助基準に縛られており、地域の実情に応じたサービス提供に限界がある。 ・事前協議から実績報告までの事務手続きが煩雑となっている。 ・事業実施年度に入ってから補助事業の事前協議を行っており、仮に国の交付決定がなかった場合、事業費全額を事業者が負担するという不安定な状況にある。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。
児童クラブ事業費 (民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金)	273,618	136,809	児童クラブの運営費に対する補助	市町村	地域子育て・へき地保育所 1/3	1/3	1/3 中核市 2/3	・地域の実情に応じた、学童保育のサービスを実施しようとする場合、供給量は住民に近い市町村が決定することが適当であるが、現行の国庫補助制度の下では、サービス供給量の決定に対して、国が大きな影響を及ぼしている。 また、補助基準上、対象児童を保護者が労働等により昼間家庭にいない児童及び健全育成上指導を要する児童に限定しているが、時代の実情に適合しなくなっている。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、市町村の財政負担を強いており、市町村が行う事業の運営に支障を及ぼす恐れがある。
隣保館運営等助成費 (地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金)	151,870	101,238	隣保館の運営費等に対する補助	市町村	1/2	1/4	1/4 中核市 1/2	・全国一律の基準による国庫補助制度となっているが、事業内容は、生活上の各種相談事業、人権課題解決のための各種事業等で住民の生活に近いものであり、地方の自主財源で賄うのが本来の姿である。 ・事前協議から実績報告までの事務手続きが煩雑となっている。
病院群輪番制病院施設運営事業 (医療施設運営費等補助金)	203,243	101,621	休日又は夜間における入院医療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、病院開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業(給与費)に対し、市町村が実施した補助事業に対する補助	市町村 (広域連合)	1/3	1/3	1/3	・輪番制病院を配備する地区内の医療機関の実態から、同一日に複数病院を配置しなければならない場合、補助制度上、地区当たりの補助基準額が一律のため、各医療機関への補助額が少なくなり、結果として市町村の負担を強いるなど、地域の実情に適合していない。 ・医療機関数が少ない地域で、2次救急医療のみならず初期救急医療にも対応せざるを得ない場合においても、補助基準額が一律のため、補助額の上乗せがないなど、地域の実情に応じた補助金の配分が行われていない。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、市町村の財政負担を強いている。
救命救急センター運営事業 (医療施設運営事業等補助金)	314,119	157,059	重篤な救急患者の医療を確保するため、県が要請した救命救急センター(3次救急)の運営経費に対する補助	医療機関	1/3	1/3	1/3	・現行制度では、都市部で運営される救命救急センターの運営費を想定した補助基準額が、全国一律に設定されているため、都市部と比べて患者の受入れ頻度の低い地方の救命救急センターでは、診療報酬として確保できると想定される収入が確保できず、センターの負担となっている。 ・救命救急センターの施設設備、職員配置基準を全国一律に示しているため、地域の実情に応じ、初期、2次救急医療にも対応した救命救急センターを整備することが困難となっている。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いている。

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要				問題点	
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
精神障害者社会復帰施設整備事業 (保健衛生施設等施設・設備整備補助金)	167,793	111,860	精神障害者社会復帰施設(生活訓練施設、福祉ホーム、入所授産施設、通所授産施設、小規模通所授産施設及び地域生活支援センター)の施設・設備整備に対する補助	市町村、医療法人、社会福祉法人、非営利法人等	1/2	1/4	設置 1/4	・地域の特性により、小規模な施設をきめ細かく整備することが求められているが、全国一律の補助基準では、利用者定員10名以上(施設種別によっては20名以上)としているため、地域の実情に応じた施設整備が困難となっている。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、補助事業者の財政負担を強いており、補助事業者が行うサービス提供に支障を及ぼす恐れがある。
精神障害者社会復帰施設運営事業 (精神保健費等国庫負担(補助)金)	865,634	409,098	精神障害者社会復帰施設(生活訓練施設、福祉ホーム、入所授産施設、通所授産施設、小規模通所授産施設及び地域生活支援センター)の運営費(給与費等)に対する補助	市町村、医療法人、社会福祉法人、非営利法人等	小規模通所授産施設以外 1/2	1/2		・職員確保が困難な山間地等においても施設が求められているが、全国一律の職員配置基準が定められているため、地域の実情に応じた施設の設置運営が困難となっている。 ・交付決定及び支払い時期が遅いため、県では、補助事業者への配慮から、国の負担額を立て替え、国の内示額の範囲内で補助金の概算払を行っており、県の財政負担となっている。
小規模事業経営支援事業 (小規模事業経営支援事業費補助金)	3,038,865	263,391	事務局長及び旧同和対策経営指導員設置経費、記帳の機械化推進(記帳端末機整備)等	商工会 商工会議所 商工会連合会 商工会議所連合会	1/2	1/2		・原則、市町村単位に設置されている商工会、商工会議所等が実施している、小規模事業者の経営改善普及事業等について、事業メニューが細分化されているため、事務手続きが煩雑な事務となっている。
農業委員会費 (農業委員会費等補助金)	481,829	481,829	市町村に設置が義務付けられた農業委員会の運営経費等に対する補助	市町村	定額		国庫補助金以外の経費	・法律により市町村に農業委員会の設置が義務付けられ、委員定数も政令により市町村規模別に10人以上40人以下と定められている。従って、市町村の地域農業への取組みの現状を勘案した農業委員の設置となっておらず、規模の小さな町村においても、10人以上の委員を設置しなくてはならないため、必置基準や委員定数基準などが規模の小さな市町村の実状に沿った運営を妨げている。
農業改良助長法による給与費 (協同農業普及事業交付金)	1,784,752	680,030	農業改良普及員等の人件費等	県	定額			・現行の交付金は、農業人口・耕地面積・市町村数等を基準に配分されていることから、農業振興に対する各県の取り組み状況を勘案した配分とはなっていない。 ・農業改良普及事業の実施に関する各種調査や報告事項が求められ、交付金制度に係る事務が煩雑化している。

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要					問題点
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
地域営農システム総合対策事業費 (農業経営体活性化事業費補助金ほか11事業)	223,135	199,389	集落営農の仕組を構築するための新たな集落組織経営体の育成及び地域営農活動への支援	市町村、農協等	1 / 2		1 / 2	・県では、地域営農の仕組みづくりを進めるため、国の11補助事業を組み合わせることで、地域の実情に応じた事業展開が可能となるよう努めている。しかしながら、国庫の各種補助制度で各事業ごとに要件が定められていることから必ずしも県や市町村の目指す方向に即した弾力的な運用ができないため、地域の実情に応じた県や市町村の施策を反映させにくい。
農業経営構造対策費 (経営構造対策事業費補助金)	1,872,022	1,845,636	地域の合意形成活動に基づく農業基盤・施設整備	市町村、農協、農業者の組織する団体	1 / 2		事業主体等 1 / 2	・要綱等に定められた書類以外に追加資料(事業計画書の裏付け資料等)を求められることが多いなど事務的な改善が必要である。 ・施設整備に関し、補助基準に合わせるため、過大な施設整備を進めてしまう場合がある。
山村等振興対策事業費 (新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金)	922,997	911,629	農山村の活性化及び定住促進のための施設整備	市町村、農協、三セク等	1 / 2		事業主体等 1 / 2	・国の予算が縮小する中で、事業実施要望の状況により計画どおりに事業実施ができないことがある。 ・施設整備に関し、補助基準に合わせるため、過大な施設整備を進めてしまう場合がある。
林業改良普及事業費 (林業普及指導事業交付金)	110,195	110,195	・林業専門技術員及び林業改良普及員を配置し、森林所有者に対し、林業に関する技術等を指導することにより林業振興と森林の有する機能の高度発揮を図るための補助	県	10 / 10			・森林整備の一定水準以上を確保するため、国の責務として普及指導職員の必置規制と交付金制度を維持しているが、交付金は徐々に減少し、県の負担分が大きくなっている。 ・林業普及指導事業は、地域の森林・林業の実情に即し、より効率的・効果的に実施すべきであり、地方の適切な自主財源でまかなうのが本来の姿である。
林業経営構造対策事業費 (農林畜水産関係補助金)	443,218	429,172	市町村が実施する林業構造改善事業及び林業経営構造対策事業に対する助成並びに県が実施する調査及び事業実施の指導に要する経費の補助	市町村、森林組合、林業者の組織する団体等	機械施設 4/10、林道施設5/10、上記以外5/10	林道施設1/10	機械施設6/10、林道施設4/10、上記以外5/10	・施設整備に係る補助については、設備の建設費に上限が定められているため、事業主体が意図する施設を作れない面がある。 ・計画から実施まで(予算ヒヤリング、事前協議、計画申請、補助申請など)その都度膨大な事務手続きを必要とする。

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要					問題点
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分				
				国	県	市町村等		
県産材供給体制整備事業費 (農林畜水産関係補助金)	537,808	506,279	県産材の主産地形成を図るため生産から加工に至る一環した県産材の大量安定供給体制の整備を図るための補助	県、市町村、森林組合、林業者の組織する団体等	機械施設 4/10、上記以外5/10、バイオマス(ソフト事業)5/10	バイオマス(ソフト事業)5/10	機械施設6/10、上記以外5/10	・現行の補助金制度は、実施要領により単独企業への補助ができないために(木材関連業者5社以上が組織する団体)、民間活力を生かした事業が実施しにくい。 ・また、事業主体が木材関連業者が組織する団体の場合、補助率が低くなるため、民間企業を動かしにくい。 ・計画から実施まで(予算ヒヤリング、事前協議、計画申請、補助申請など)その都度膨大な事務手続きを必要とする。
県営住宅建設事業 (公営住宅整備事業費補助金)	1,882,511	832,051	県営住宅の建設に要する経費の補助	県	1/2	1/2		・グループホームなど公営住宅の福祉利用のニーズが高まっているが、こうした知的障害者や老人等が共同生活するための住宅については、整備基準に適合しないため当該補助金の補助対象外となっている。 ・国土交通省への交付申請手続きの前段として、実施設計について審査団体の審査を経なければならないこと、また、入札の都度、差金精算のため変更申請を提出するなど事務手続きが煩雑である。
家賃対策補助金 (公営住宅等家賃対策補助金)	2,057,967	528,884	(近傍同種家賃額 - 入居者負担基準額) × 1/2 (又は2/3) を国補助	県	1/2 2/3	1/2 1/3		・DV被害者や知的障害者等のグループホームの場合については、入居基準や収入基準等に抵触するため、行政財産目的外使用により入居を許可している。 ・こうした入居者の家賃については、当該補助金の補助対象外となっている。 ・また、グループホーム等のための施設設備や構造の修繕についても補助対象外となっている。
一般警察費 (警察一般行政費補助金)	917,740	454,034	犯罪の捜査に要する経費、防犯活動に要する経費、交通警察に要する経費、車両・船舶・航空機の維持費、装備品の購入・維持費	県	1/2	1/2		・定型化された補助金であり、実質的に交付金化しているため、事務手続きが定例的なものになっている。
警察施設費 (警察施設整備費補助金)	310,132	155,066	警察署及び待機宿舍施設費、交通安全施設の整備費	県	1/2	1/2		・定型化された補助金であり、実質的に交付金化しているため、事務手続きが定例的なものになっている。

事業名 (国庫補助・負担金名)	H15県予算額		事業概要				問題点
	うち国庫補助・負担金	内容	実施主体	負担区分			
				国	県	市町村等	
義務教育職員給与費 (義務教育費国庫負担金)	98,968,640	47,930,194	小中学校教職員の人件費	県	1/2	1/2	<p>・現行制度では、教員配置が画一的な基準により配分されているため、30人規模学級など現在の多様化・複雑化する教育現場に対応した、特色ある教育が実施されにくい環境となっている。</p> <p>・チームティーチングの導入などに伴う加配教員は、認められた業務以外には携われないことから、年度途中に生じた要因により、学級担任に充てる、あるいは、生徒指導に携わらせることが必要となっても、弾力的な運用ができない。</p> <p>・給与カットなどによる歳出削減分が他の特色ある義務教育経費に振り向けられず、効率化等の削減努力に対するインセンティブが働きにくい。</p>
公立養護学校給与費 (公立養護学校整備負担金、義務教育費国庫負担金)	8,602,476	2,479,400	盲・ろう・養護学校教職員の人件費	県	1/2	1/2	<p>・寄宿舎において児童生徒の生活指導を行う寄宿舎指導員の配置について、必要な時間帯に必要な人数を確保する、例えば非常勤での対応等、効率かつ弾力的な現場のニーズに合わせた配置ができない。</p>
就学奨励費 (特殊教育就学奨励費負担金等)	308,179	153,557	盲・ろう・養護学校在学者の保護者等に対する就学必要経費支給	県	1/2	1/2	<p>・事業対象、運用方法が細かく規定され、補助金の創設当時とは状況に変化が生じているにもかかわらず、以下のように保護者等のニーズに柔軟に対応できない。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学費と帰省費を重複して支給できないため、児童生徒の事情や教育的な必要性から、寄宿舎と通学が半々というようなケースについて、実態に合った交通費等が支給できない</li> <li>・医療的ケア等の費用など新しいニーズへの対応ができない</li> <li>・現金支給が原則とされているため、教科書代や給食費等の業者への直接支払いなど、保護者の利便に沿った取り扱いができない</li> </ul>
教員研修事業費 (教員研修事業費等補助金)	320,981	102,090	教員研修にかかる経費負担	県	1/2	1/2	<p>・研修の内容等について、標準的なものが示されているため、県の状況に合わせた研修を組みにくい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「10年経験者研修」について、夏季休業中に20日程度の校外研修を実施するよう指導があるが、夏季休業が短い県においては日程の確保が困難</li> <li>・「初任者研修」について、初任者の人数に対して一律の基準で指導教員が配置されるため、学校間の距離が離れている山間僻地を多く抱える県においては、指導教員の配置が困難</li> </ul>